

景観支障防止条例における要請要件の改正について(改正案の概要)

◎住民からの要請要件の改正(規則改正)

◆改正理由

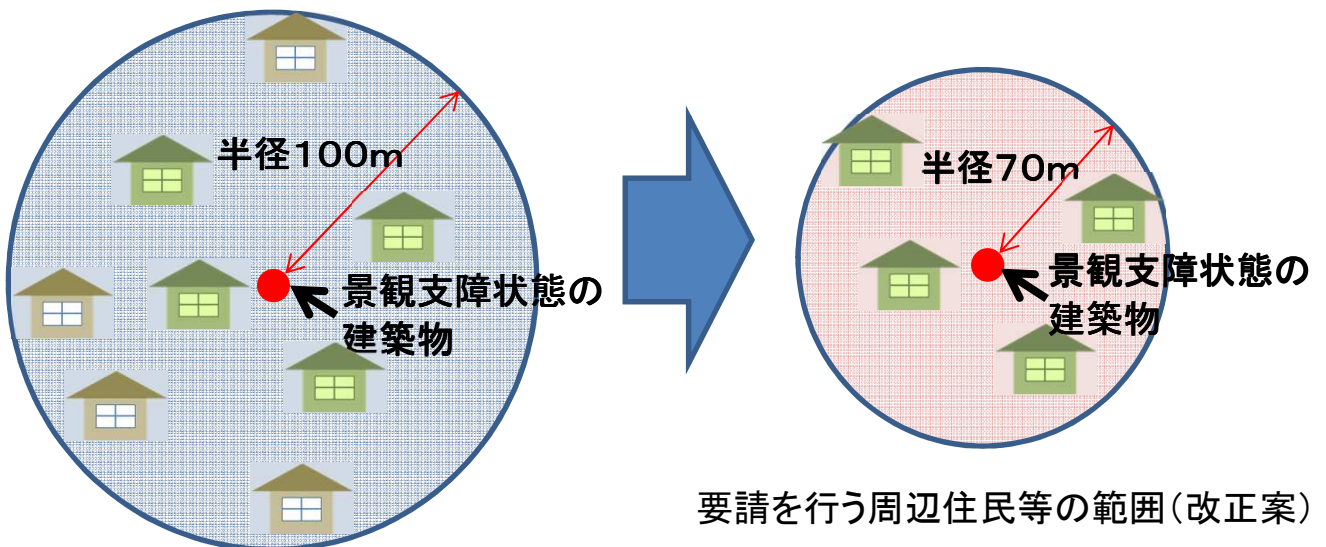
条例制定時は、財産権と景観支障状態の建築物が及ぼす周辺住民等への影響の大きさの関係を考慮し、多数の周辺住民等からの要請を実質的に勧告・命令発出の要件としていましたが、空き家の適正管理に対する社会的コンセンサスの高まり、並びに、県民の皆様から多数の相談をいただくものの、要請手続きに至らないことが多い実態を踏まえ、要請要件の見直しを検討しています。

◆現状

- 建物から100m以内の周辺住民等(20歳以上の居住者、土地所有者・借地権者)の2/3以上の方の共同要請が必要です
- 景観支障状態にある建築物とは……
屋根又は外壁が1/10以上の破損・腐食等しており、周辺景観に著しく不調和な建築物

◆改正案

- 建物から70m以内 (対象面積は従来の約1/2)
- 周辺住民等の1/3以上の要請



要請を行う周辺住民等の範囲(現行)

要請を行う周辺住民等の範囲(改正案)